## 「砂川市義務教育学校基本構想(案)」にお寄せいただいたご意見と教育委員会の考え方

○意見募集期間:令和4年3月1日~令和4年3月31日

○意見提出者数: 2人○意見提出数: 11件

○意見要旨及び意見に対する教育委員会の考え方

※ 意見などについては原文の通りとしていますが、いただいたご意見については、読みやすさを考慮して、語尾の表現などを一部修正しています。

Νο	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
1	<ul><li>○総体的な意見 教育委員構成メンバーの考え方に反対です。 統合すると子供をもつ世代は砂川から転出するのではないか。 南地区、中地区、北地区の三地域での教育とすべきではないでしょうか。</li></ul>	教育全般に対してのご意見についてですが、本基本構想に関わることについてお答えいたします。 学校を取り巻く地域には、それぞれ特有の風土や伝統があり、その地域での通学や学校生活を重視することは当然のことと思います。そのような状況を考慮した上で、地域に根差した学習という部分においては、「砂川」という単位での地域性を考慮する必要があり、学習機会など教育環境の統一化を図ることも重要であります。砂川の子どもたちが概ね等しい環境の下で学び、その中で地域がしっかり関わりをもち、コミュニティ・スクールなどを通じて学校、家庭、地域が一緒に子どもたちの成長を促していくことを目指していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
2	○P7(6) 教育課程編成の基本的な考え方について 前期と後期にまたがる形で2ndステージが設定されていますが、小学 校での卒業式にあたるものとして前期課程の終わる段階で、「修了式」と いうものはあるのでしょうか。	「6-3制」の学習内容を踏まえた上で、9年間を見通した「4-3-2制」の学年段階の区切りによる系統的な編成を行うこととしていることから、前期課程修了段階での卒業式にあたるものは想定しておりませんが、9年間での節目となる入学式や卒業式、各ステージ修了時には節目にふさわしい式を検討しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Νο	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
3	○P7(6) 教育課程編成の基本的な考え方について 「指導の形態」というのは、おそらく『教科指導の形態』のことを指しているのだろうと思われます。しかし、このままの表記では、学級指導を担当する「学級担任制」と混同してしまい、それが消えるような誤解が生じかねません。従って『教科指導の形態』と表記すべきと考えます。	「指導の形態」については教科に対する指導として示しており、ご意見のありましたとおり、「教科の指導形態」の表記に修正いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
4	○P1~P2 1小中一貫教育のねらい、2学年の区切りと教育課程の編成に関わっての要望 本文の内容(趣旨)に関わっては理解できますし同感であります。しかし、この内容は、現在の様々な諸課題が解決し「~こうなるであろう」という期待や願望とも言えるものであり、(おそらく文科省発出の文書が下敷きかと推量しつつ)「~こうなりました」という検証はまだどこの地域でもなされているわけではありません。よって、P-D-C-Aサイクルでの組織マネジメントに則るならば、この各ステージ毎の成果と課題を分析・検証するため、学校・父母・地域(あるいは第三者)から選ばれた『評価検証委員会(あるいは協議会)』を設置してはどうかと考えます。幅広く多様な意見を集約することが大切と思います。広く知恵を集める、また多面的に物事をとらえるためには有効だと考えます。	学校運営協議会は、PTAや保護者、地域住民などで構成される学校に設置された組織で、学校運営への支援や改善などに取り組むとともに、学校運営に関する評価や検証を行う組織としていることから、本協議会にて多様な意見を集約出来るものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
5	○P2の(2)について 「学びの内容変化」、「環境の変化」と変化が2度つづきます。 ここは、「学びの内容深化」、「環境の変化」と修正した方がいいと思います。	ご意見のありましたとおり、「学びの内容深化」の表記に修正いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

N o	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
6	○P4 (4) コミュニティ・スクールについて この文中の「コミュニティ・スクール」とは、いわゆる学校運営協議 会を指すのでしょうか。 この基本構想 (案) の中では、「学校運営協議会」、「コミュニティ・ス クール」、「コミュニティ・スクール (CS)」と3つの表現があって、同 じものなのか、違うものなのか?	コミュニティ・スクールは「学校運営協議会を設置した学校」のことであり、学校運営協議会を指したものではありませんので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、コミュニティ・スクールの略称として「CS」と呼ばれていることから、表現の混同を避けるため、略称表記を削除し「コミュニティ・スクール」といたしますので、併せてご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
7	○P2 3 教育理念と目指す児童生徒像について 「学校運営協議会」の前に『PTA』の言葉が入るべきではないでしょうか。 PTAのもつ働きや役割は極めて重要です。これを抜いて「学校運営」では、いささか本末転倒になります。PTA活動を重視するならば、この文言は入れるべきと考えます。	学校運営協議会は、PTAや保護者、地域住民などで構成される学校に設置された組織で、学校運営への支援や改善などに取り組むとともに、学校運営に関する評価や検証を行う組織としていることから、学校としてもPTAのもつ働きや役割はきわめて重要と考え、組織内にPTAも参画していただき、学校運営に取り組んでいるところでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Νο	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
8	○P13 (3) 多目的教室等文中「適応指導教室」について 子どもの「学ぶ権利」(学習権)の保障ということを考えれば、ようや く設置に向けて動き出したものだと大賛成です。ぜひ、実現するよう検 討することを強く要望します。ただし、それを「学校」に設置すること には些か疑問があります。なぜならば、不登校に至る原因や要因は様々 であるとしても、この状態が長期化すればするほど「学校」という建物 に対して強い恐怖感や嫌悪感が生じることがあるからです。(私の経験で も、そのような生徒がいました。) 従って、「学校」内部に設置するよりは学校という建物から離れた場所 で学んだり、経験したり、社会性や集団性を身につけたりして、徐々に 学校へつなげていく手立てをとる方が賢明だと考えます。具体的には、 市街地の中(軽スポーツ施設はないが公民館)や総合体育館(学校の近 くという欠点はあるが、施設内の一室を借用できれば軽スポーツにも対 応できる)を考えてみてはいかがでしょうか。私自身は、不登校であっ たとしても、やはり最後は「学校に返す」べきと思っています。なぜな ら、「人は、人の中で育つ」ものだと思っているし、知力・体力・情意面 の力などを総合的・組織的に享受できるのは学校教育だろうと思ってい るからです。いわゆるフリースクールではそれは難しいと思っています。	文部科学省の「適応指導教室」の定義では、「学校外に設置している施設、又は、学校の余裕教室などを利用して校内に設置しているもので、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での活動、教科指導などを行うもので、教育相談室のような単に相談を行うだけの施設は含まない」とされております。 教育委員会といたしましては、登校することが難しい児童生徒への支援の場として活用することを想定しており、例えば、不登校から再登校に向けての前段階として、別室への試験登校を促す場として利用したり、教室内での人間関係のトラブルから、教室に入りづらくなった生徒の感情を整える場として一時的に生徒が入室し、関係修復に向けての支援を行ったりするなど、建物から離れた場所ではなく校内での適応指導教室の開設を目指し、よりよい教育環境となるよう進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
9	<ul> <li>○P14の(7)及びP15の8 建設予定地について</li> <li>P14の(7)の文章で「設置する」となっていますが、これは「新設する」という意味にとれますが、そのように解釈してよろしいのでしょうか。</li> <li>また、P15の8で「活用が見込める」と書いており、「新設」それとも「活用」なのか意味がつかめませんでした。</li> </ul>	義務教育学校の校舎建設は、建設形態のいずれかにおいても「現砂川中学校敷地」としていますが、敷地内での建設状況により、現陸上用トラックや現野球場を活用する又は設置位置を変更し新設することとなりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Νο	寄せられたご意見など	ご意見などに対する教育委員会の考え方
10	<ul> <li>○P15 4 通学支援について</li> <li>スクールバスは大事な通学の手段です。令和8年度には小1から中3までが対象になりますので、</li> <li>(1)運行の経路、時間、本数</li> <li>(2)停留所の(新設を含む)設置</li> <li>(3)運行車輌の増加など、より一層細やかな配慮に基づく検討をお願い致します。</li> </ul>	令和2年5月に「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定し、通 学手段の確保としてスクールバスの導入・運行を基本としたところであ り、具体的な検討を進めていくため、砂川市立小中学校統合準備委員会 を設置し、令和5年度の中学校統合に向けスクールバスの運行について 協議を進め、一定の整理が完了いたしました。 本年度においても砂川市立小中学校統合準備委員会を引き続き設置 し、令和8年度における通学支援について建設的な議論を進め、より良 いものとなるよう協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理 解賜りますようよろしくお願い申し上げます。
11	○P15 7 建設形態について 現在の砂川中学校の校舎は、平成7年(1995年)4月からの使用です。 しかし、義務教育学校の設置年には、この校舎が31年目を迎えるこ とになり、「大規模改修」が必要となるかもしれません。この校舎の耐用 年数がいかほどになるのか?また、施設設備の劣化がどれほどになるのか?にわかに予想はできませんが、できうるならば、②全面新築、⑤もし②が無理なら、「大規模改修」+「(新しく)増築」など(大きくお金がかかってしまいますが)抜本的な施設設備の整備をお願いしたいと思います。 (個人意見としては、先を見通せば③の方がいいと思います。)	砂川市公共施設等総合管理計画における耐用年数については 60 年としておりますが、既存校舎における詳細な現況調査を行っていないため、一概に耐用年数は判断出来ないですが、設備等においては計画的に更新等を行い、安全面・機能面においての不具合が発生した場合は、随時対応を進めているところです。 義務教育学校の建設については、既存校舎の現況調査や費用面におけるイニシャルコスト、ランニングコストを含め、総合的に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。